

四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第15号

四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年四日市市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）</u></p> <p>2 <u>第28条第2項の規定により給与条例第60条の2第2項に規定する額を超えない範囲内によることとされているパートタイム会計年度任用職員に対する令和4年6月の期末手当の支給については、四日市市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年四日市市条例第13号）附則第2項の規定は適用しない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

（総務部人事課）